

令和4年度採用 留守家庭児童育成センター常勤指導員 募集要項

1. 受験資格

次のいずれかに該当する者。(資格・免許等は採用時点での取得見込みで可)

- (1) 社会福祉士資格取得者
- (2) 保育士資格取得者
- (3) 幼稚園教諭免許、小学校・中学校・高等学校等の教員免許取得者
- (4) 高等学校卒業以上で、二年以上児童福祉事業に従事したもの

2. 業務内容

西宮市立留守家庭児童育成センターでの児童の生活指導業務等 (※「別紙」参照)

3. 採用予定人員

若干名

4. 採用試験

(1) 試験内容

筆記試験[小論文]及び面接試験

(2) 試験日時

令和4年1月23日(日)

筆記試験：午前10時00分～(1時間程度)

面接試験：午前11時20分頃～開始予定(筆記試験時、各自に面接時間を通知)

(3) 筆記試験会場 西宮市総合福祉センター 本館2階 研修室

面接試験会場 西宮市総合福祉センター 本館2階 研修室(待合 ボランティアラウンジ)

西宮市染殿町8-17 TEL (0798) 36-7127

5. 受験申込み手続き

(1) 受付期間 令和3年11月5日(金)～令和4年1月14日(金)

＝ただし、土・日曜日・祝日を除く＝

(2) 受付時間 午前9時～午後5時

(3) 提出書類 各1通(枚)

- ① 常勤指導員採用試験申込書(本会所定用紙)
- ② 履歴書(本会所定用紙)
- ③ 受験票(本会所定用紙)
- ④ 写真(3ヵ月以内に撮影、上半身無帽で②③に貼付のこと) ※スナップ写真不可
- ⑤ 社会福祉士、保育士資格証明書、幼稚園教諭免許、小学校・中学校・高等学校等の教員免許の写し(氏名変更した者は、変更後の免許もしくは戸籍抄本等の写しを添付) または、児童福祉事業の二年以上の実務経験(見込)証明書(本会所定用紙)
- ⑥ 試験結果通知用封筒(長3封筒に宛名を明記し、84円切手を貼付したもの)

(4) 郵送申込み

郵送による申込みは、上記の提出書類とは別に受験票返送用の封筒(長3封筒に宛名を明記し、84円切手を貼付したもの)を同封し、1月14日(金)午後5時までに必着のこと。

(5) 申込み場所並びに問合せ先

社会福祉法人西宮市社会福祉協議会 育成センター事業課

〒662-0913 西宮市染殿町8-17 西宮市総合福祉センター1階 TEL (0798) 36-7127[直通]

6. 採用条件

合格者は、採用に際して健康診断書の提出が必要です。
健康診断に異常が認められなければ、令和4年4月1日採用の予定です。

7. 待遇及び勤務形態

- (1) 報酬月額 144,100円 (時給換算 1,393円)
(週約24時間相当、1日約4時間15分相当の勤務、それ以上は時間外勤務扱い。)
- (2) 諸手当 時間外勤務手当、研修手当、通勤手当、夏期・年末手当 (令和2年度実績3.8ヵ月分、初回調整あり) を規定に基づいて支給します。
- (3) 休日等 日曜日、祝日、年末年始 (12月29日～1月3日) 及び隔週土曜日
年次有給休暇 (初年度採用時10日、次年度4月に11日)
夏休 (R2実績7日)、結婚・忌引休暇、介護休暇 (年間20日以内) 等。
- (4) 勤務地 西宮市立留守家庭児童育成センター (育成センター) 24ヵ所 (48クラス) のうちのいずれか。
- (5) 社会保険 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険加入
- (6) 退職金制度 あり
- (7) 勤務時間
- ① 月曜日～金曜日 通常の勤務は午後1時15分から午後5時30分まで。
(最大午後7時まで延長利用有) 延長勤務あり (時間外勤務)
 - ② 隔週土曜日≪4週6休制≫ 午前8時または午前9時から正午まで (時間外勤務)
(延長利用無) 及び正午から午後5時15分まで (通常勤務)。
 - ③ その他
短縮授業日等は下校時からの勤務となります。小学校休業中 (春・夏・冬休み等) は、原則として、午前8時または9時から午後5時15分まで (延長勤務あり) となり、いずれも通常勤務時間以外は時間外勤務 (手当あり) になります。
 - ④ 学校行事開催等により勤務日・時間に変更になる場合があります。
 - ⑤ 休憩時間 1日の勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間となります。
- (8) 試用期間 採用してから6ヵ月間の試用期間あり
- (9) 定年 60歳 (希望する場合65歳まで年度契約で雇用延長可)
- (10) 研修等 採用時研修、年6回の各種研修あり
(コロナ禍での集合研修が実施できない場合があります。)
放課後児童支援員認定資格研修については、全員受講していただきます。

8. その他

- (1) 受験資格がない場合、および申込み記載事項を偽って記入したことが判明したときは、合格を取消します。
- (2) 採用までに、心身の故障により、職員としての適格性を欠くに至った場合、または職員となるにふさわしくない非行があった場合は、合格を取消します。
- (3) 試験結果についての問い合わせには、一切お答えできませんのでご了承下さい。

※加配代替指導員も募集中 (時給1,200円) 詳しくは、お電話下さい!!